

周防大島町建設工事総合評価競争入札実施要綱

平成 23 年 2 月 1 日
告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、周防大島町が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関する事務取り扱いについて、法令及び他の要綱、要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 又は第 167 条の 13 の規定に基づき、価格のほかに、同種工事の経験、工事成績など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、本町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この告示による総合評価方式は、特別簡易型として実施する。

(適用対象工事)

第 3 条 この告示は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(1) 総合評価競争入札に適合すると認められる工事

2 工事担当課長は、前項の規定に基づいて総合評価方式での建設工事を発注しようとするときは、その入札実施の適否及び落札決定基準に基づいて、周防大島町建設工事等指名審査会（以下「審査会」という。）に審査依頼書（様式第 1 号）を提出し、決定を求めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 4 条 指名審査会は、総合評価競争入札方式に係る落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する者の意見を聞くものとし、その意見を町長に報告し、指示をうけるものとする。

2 指名審査会は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて、学識経験を有する者の意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には意見を聞き、その意見を町長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 前 2 項に規定する学識経験を有する者の意見の聴取は、山口県土木建築部に依頼して実施するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 町長は、総合評価方式で工事を発注しようとする場合は、当該入札に参

加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式であること。
- (2) 総合評価入札に係る落札者決定基準。
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料の内容及び提出日等必要事項
- (4) 虚偽資料の提出に対する措置
- (5) 施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置
- (6) その他必要と認める事項

(総合評価に係る資料の提出)

第6条 入札に参加する者は、指定された日までに総合評価に係る資料（様式第2-1号から第2-6号）を町長に提出するものとする。

2 提出された総合評価に係る資料は返却しない。また、提出された総合評価に係る資料の訂正、差し替えは認めない。

3 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(情報公開)

第7条 前条第1項に掲げる資料について公開請求があった場合は、周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号）第6条の規定に基づき決定するものとする。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び配点とする。

(1) 評価項目

評価項目は、企業の技術力、技術者の技術力等とし、工事の目的、内容により必要となる要件に応じて適宜設定するものとする。

(2) 配点の算定

各評価項目に対する配点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

評価項目毎の配点は、合計により加算点を算出する。

(評価の方法)

第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点（100点）に前条の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下、「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

(入札)

第11条 入札執行者は、入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

- (1) 審査会の審査後、落札者を決定すること。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

(落札者決定の方法)

第12条 町長は、入札価格が予定価格を超えない者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第13条 総合評価に係る資料の評価結果、入札結果及び評価値については公表する。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第14条 監督職員等は、工事の監督及び検査に当たって、総合評価に係る資料で提出した内容の履行状況を確認するものとし、不履行の場合には、不誠実な行為として取り扱う。また、総合評価に係る資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様の措置とする。

2 前項の規定による措置の内容については、審査会において決定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成23年2月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行し、平成24年7月1日以降に入札公告または指名通知を行う入札から適用する。

附 則

この告示は、平成26年3月1日から施行し、平成26年3月1日以降に入札公告または指名通知を行う入札から適用する。